幼保連携型認定こども園子育てセンターすぎのこ重要事項説明書

< 令和7年 4月 1日現在>

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 天竜厚生会	
法人の代表者氏名	理事長 伊藤 栄	
法人の所在地	(郵便番号431-3492)	
	静岡県浜松市天竜区渡ケ島217-3	
法人の代表電話番号	053-583-1115	
法人の設立年月日	昭和25年5月1日	
法人定款の目的に定めた	第1種社会福祉事業(障害者支援施設、特別養護老人	
事業	ホームの経営他)、第2種社会福祉事業(障害福祉サー	
	ビス事業、相談支援事業、幼保連携型認定こども園、保	
	育所の経営他)	

2 施設の目的

社会福祉法人天竜厚生会が設置する子育てセンターすぎのこ(以下「当園」という)が保育所として行う特定教育・保育の適切な運営を確保するために人員及び管理 運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「園児」という)に対し、適正な特定教育・保育の提供を行うことを目的とする。

3 施設の概要

by the	フタブセンカーナギのと		
名称	子育てセンターすぎのこ		
所在地	静岡県浜松市天竜区大谷111-1		
認可年月日	平成29年 4月 1日 (昭和53年4月1日設立)		
電話番号	053-922-0170		
携帯電話番号	080-5155-8389		
災害時優先電話番号	080-5155-8389		
施設長(園長)氏名	西田 栄子		
園児定員	6 6 人		
園児利用定員 (年齢別)	1号子ども 3歳児(2人)・4歳児(2人)・5歳児(2人)		
	2号子ども 3歳児(12人)・4歳児(12人)・5歳児(12人)		
	3号子ども 0歳児(6人)・1歳児(8人)・2歳児(10人)		
	計 66人		
職員数	2 1 人		
取り扱う事業の種類	特定教育・保育事業、親子ひろば、一時預かり事業、		
	延長保育		
自己評価の概要	毎年1回の実施		

外部評価の概要	保育園関係者評価	毎年実施
7 1 PICE 1 IEM - 1/202		F 1 2 4 7 C

4 特定教育・保育を提供する日、時間及び休園日

利用区分	利用時間	延長保育時間	休園日
1号子ども	月曜日~金曜日	午前8時~8時30分	土曜日・日曜日・祝日
	午前8時30分~午後2時	午後2時~6時	夏季、冬季、春季休業日
2・3 号子ども	月曜日~金曜日	午後6時~7時	日曜日・祝日・年末年始
(標準時間)	午前7時~午後6時		$(12/29 \sim 1/3)$
土曜日			
	午前7時~午後7時		
2・3号子ども	月曜日~土曜日	午前7時~8時30分	日曜日・祝日・年末年始
(短時間)	午前8時30分~午後4時30分	午後4時30分~7時	$(12/29 \sim 1/3)$

※土曜日は、子育てセンターやまびこにて子育てセンターみゅうのおか、子育てセンターすぎのこと共同保育を実施(状況により、事前にお知らせしたうえで各園にて実施する場合があります)

5 施設の概要

敷地	面積 1,948.32㎡
建物	鉄骨造 1 階建 延床面積 410.5 m²
施設の内容	乳児室・ほふく室 1室 面積 42.52㎡
	保育室・遊戯室 3室 面積 156.75㎡
	子育て支援室、ランチルーム、厨房、事務室、医務室
設備の種類	プール、冷暖房
その他	屋外遊戲場 700.00㎡

6 職員体制

職名	人数	職名	人数
園長	1人	調理員(栄養士)	3人
副園長(主幹保育教諭兼	1人	事務員・アテンダント	0人
務)			
主幹保育教諭	1人	学校医(嘱託)	1人
保育教諭	15人	学校歯科医 (嘱託)	1人
看護師	0人	学校薬剤師(嘱託)	1人

職員数は、年度途中の入園児数に応じて基準以上の配置を行います。

7 特定教育・保育計画

別に設ける、子育てセンターすぎのこ経営書に「天竜厚生会 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」に基づく教育・保育方針と目標を

明記し歳児ごとの特定教育・保育活動を計画します。

8 毎日の保育の流れ

別に設ける、「子育てセンターすぎのこの1日」に記載します。

9 昼食等について

昼食・おやつ等の献立	保護者の方へは、前月末日頃に、翌月の献立表を配布い
	たします。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどの理由から食べられ
	ないものがありましたら、事前にご連絡ください。除去の
	必要がある食材につきましては、「アレルギー疾患生活管
	理指導表」の提出を求め相談の上で対応させていただきま
	す。
衛生管理等	特定給食施設届を静岡県西部保健所へ提出済みです。
	水質検査を年1回実施しています。
	調理員、保育職員等は、保菌検査を行っています。

10 入園時に必要な書類等

- (1) 支給認定証
- (2) 保護者等の連絡先を確認するもの
- (3) 児童の健康状態を確認するもの(生育歴・予防接種の記録やアレルギー等)
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を確認するもの
- (5) その他必要な内容

11 保育所と保護者の連絡について

- (1) 乳幼児の保育所での状況や家庭での健康状態を共有する目的からデイリー(手書き:0才~1才半)・健康連絡ノート(手書き:1才半~2才クラス)・連絡帳(おまかせ保育システム:3才クラス~5才クラス)を活用したり、連絡事項の供覧を行ったりします
- (2) 月に1回 園だより、献立表、年6回 クラスだより、食事だより、ほけんだよりを発行し、行事や共通事項をお知らせします。
- 12 保護者の方が用意するもの

別紙一覧表「入園・進級にあたってのお願い」を参考にしてください。

13 保護者会の活動について

保護者会規約に則り、総会と活動を実施いたします。

14 健康診断等について

(1) 健康診断

全園児	年2回、嘱託医が検診します。その結果については、個別]
	に書面にて保護者に連絡します。	

(2) 身体測定

全園児	毎月1回、身長・体重の測定を行います。その結果につい
	ては、保護者に連絡します。

※ その他、園児の日ごろの様子で心配なことがありましたら当園にご相談ください。

15 利用料

- (1)特定教育・保育に係る利用者負担は、居住する市町村長が定める利用者負担額を、その居住する市町村へお支払いください。
- (2) また、(1) に挙げる利用者負担額とは別に、別紙「利用料金表」に挙げる費用 については当園にお支払いいただきます。

16 支払方法

当園では、事故防止を目的として原則現金での取扱いを行っていません。 支払いにつきましては、保護者から指定申請された口座より毎月27日(金融機 関休業日の場合は翌営業日)に振替させていただき、領収とさせていただきます。 お支払いの遅滞がないよう、毎月の口座状況の確認をお願い申し上げます。 なお、振替手数料は、園が負担させていただきます。

17 保育所のご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合、又は、	当日の午前9時頃までにご連絡願います。	
登園の時間が遅れる場	※おまかせ保育システムによる保護者マイページをご活用くだ	
合	さい。また、電話でも連絡を受け付けています。	
	※登園が遅れる場合は電話での連絡をお願いいたします。	
お迎え時間が遅れる場	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱い	
合、お迎えに来られる	となりますので、お早目にご連絡ください。またお迎え者	
方の変更がある場合	が変更となる場合、事前にご連絡願います。	
健康状態の確認	毎朝、登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってく	
	ださい。	
感染症について	インフルエンザに罹患した場合は「インフルエンザ経過	
	報告書」を提出してください。麻疹(はしか)・百日咳・	
	水疱瘡・耳下腺炎等の感染症に罹患した場合は、出席停止	
	通知書・登園許可証明書を提出してから登園となります。	
	出席停止通知書・登園許可証明書については、原則、園に	
	直接とりにきていただいております。やむを得ない事情で	

	取りに来ることが難しい場合、園のホームページからのダ
	ウンロードも可能です。その場合には、園へご相談くださ
	V'o
発熱がある場合	37.5度以上の発熱の場合は、登園を控えてください。
登園中に発熱、怪我等	37.5度以上の発熱を確認した場合、また怪我をして受診
により体調が悪くなっ	が必要な場合等には、保護者に連絡をさせていただきま
た場合	す。
投薬について	投薬は医療行為にあたるため、原則、行うことはできま
	せん。
	ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基
	づき行うことができます。必要とされる場合には、個別に
	相談に応じます。
駐車場利用の注意事項	園東側の駐車場をご利用ください。
	・前向き駐車でお願いします。
	・駐車の際は、必ずエンジンを切って施錠して下さい。
	当園の駐車場内で起こった事故等につきましては、一切責
	任を負いません。ご了承ください。
ハラスメント行為等	保護者から当園の園児やご家族、または職員等に対する
	ハラスメント行為(怒鳴る、暴言、脅迫的行為、暴力行
	為、セクシャルハラスメント等の迷惑行為)により信頼関
	係が著しく損なわれ、教育・保育の継続が困難となった場
	合には、市と協議のうえ退園とさせていただくことがあり
	ます。

18 賠償責任保険の補償内容

(1)保険による補償内容

対人・対物賠償 1名 1億円/1事故 10億円 個人情報漏洩賠償 賠償損害 2億円 ・ 損害費用 2,000万円

(2) その他

医療費、通院等への補償あり

19 緊急時の対応

- (1)特定教育・保育中に容体の変化等があった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行い、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園の判断にて対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

嘱託医	氏 名 間淵 啓一 医院名 ひろ整形外科
(内科医)	所在地 浜松市天竜区二俣町二俣1491 電話 053-925-2434
嘱託医	氏 名 芦澤 徹由 医院名 芦澤歯科医院
(歯科医)	所在地 浜松市天竜区二俣町二俣1566-2 電話 053-922-2850
嘱託医	氏 名 田邊 智香 湖西グリーン薬局
(薬剤師)	所在地 湖西市岡崎882-6 電話 053-573-0800
消防署	管轄消防署名 浜松市消防局天竜消防署
	所在地 浜松市天竜区二俣町二俣481 電話 053-922-0119
警察署	管轄警察署名 天竜警察署
	所在地 浜松市天竜区二俣町阿蔵8-3 電話 053-926-0110
警備会社	契約警備会社 綜合警備保障株式会社 浜松支社
	所在地 浜松市中央区板屋町111-2 電話 053-454-2181

- (3) 地震等の災害予知又は発生の際の緊急連絡、感染症の発症等の必要な連絡等を保護者に行うにあたり、メール機能を使用した一斉連絡システムを活用いたします。
- (4) 緊急時等の保護者への園児引渡しについては、別紙「地震等災害時の避難場所の資料に記載されている「引き渡し方法」に基づいて行います。

20 非常災害時の対策

消防計画作成	天竜消防署 平成30年 4月 18日						
(変更)の届出	防火管理者 園長 西田栄子						
避難訓練等	火災及び地震を想定した避難訓練を月1回実施します。						
防災設備	自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、						
	非常用飲料水と食糧備蓄、防炎性カーテン、非常用発電機						
地域との連携	近隣自治会、天竜区役所との連携を行っています。						
法人本部、近	災害時優先電話を保持し天竜厚生会本部等との連携を図りま						
隣園との連携	す。また、平時より当法人が運営する子育てセンターやまびこを						
	連携園としています。						
避難場所	第一次避難場所						
	子育てセンターすぎのこ園庭 天竜区役所南館						
防犯カメラの	夜間も含めて、園庭、園舎等への不審者侵入を監視及び防犯の						
設置及び警備	目的で複数台の防犯カメラ、防犯センサーを設置しています。						
	また、防犯、火災等への対応として、警備会社に24時間警備を						
	委託しております。						
防犯訓練	不審者対応等の防犯訓練を年に2回実施しています。						
AEDの設置	園舎内にAEDを設置し、非常時に備えています。						
チェックイン・	緊急時等においては、保護者への一斉メール発信システムを活						
システムの活用	用します。						

21 当園の苦情に関する相談の窓口

苦情受付担当者	副園長 長谷川 薫 電話 053-922-0170
苦情解決責任者	園長 西田 栄子 電話 053-922-0170
第三者委員	天竜厚生会苦情検討委員会
受付方法	面談、文書、電話、メールなどの方法で対応します

当園では、園運営の透明性の確保と、保育サービスの改善を図ることを目的として 申立者の意向を確認したうえで、個人情報及びプライバシーに配慮を行い、ホームページや機関誌「あかまつ」にて公表しています。また苦情解決の詳細についてはホームページや園内掲示から閲覧することができます。

【天竜厚生会HPアドレス】 http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/

22 市役所の苦情に関する相談の窓口

浜松市役所こども家庭部幼保支援課 ☎ (053) 457-2118

23 虐待防止について

施設長(園長)を虐待防止責任者とし、部署全体で虐待防止に取り組みます。 虐待予防に関する検討や虐待が発見された場合などは、虐待防止責任者の指示の もと必要に応じて、虐待防止委員会を開催します。

法人全体の防止に関する取り組みについては、監査指導課が管轄するリスクマネジメント委員会で協議します。

虐待防止責任者 園長 西田栄子

24 個人情報の保護

- (1) 当園は、職員が業務上知り得た園児及び保護者等の個人情報を保護するために「個人情報管理規定」に則り適切な対応をします。
- (2) 職員は離職した場合であっても、同様に園、園児及び保護者等の個人情報を保護します。
- (3) 記録や情報の管理、開示については、保護者への説明と同意により、関係 法令に基づいて適切に管理し、求めに応じてその内容を開示します。

25 特定教育・保育の質の評価

保育職員の自己評価	年に1回実施します。
外部評価	保育園関係者評価を行い、その結果を公表します。
利用者満足度調査	年に1回実施し、その結果を公表します。
行政監査	毎年、行政指導監査を受けます。

26 地域への育児支援

当園では、以下の子育てに係る事業等を実施しております。

一時預かり事業

親子ひろば

27 情報の発信

当園では、以下の方法を使用して当法人や園の運営内容についての情報を発信しております。

天竜厚生会ホームページ

ブログ

SNS(※当園からの発信ではなく法人からの発信となります)

天竜厚生会広報誌「あかまつ」(年3回)

園だより (毎月)

クラスだより (年6回)

ほけんだより (年6回)

食事だより (年6回)

支援センターだより (毎月)

子育て通信エリア情報(年3回)

28 子育て相談について

当園では園長・主任・担任だけでなく、他のクラスの保育者、調理員、その他の 職員も相談に応じさせていただいております。また退園及び卒園後においても電 話・面談等で相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

◆利用料金表(浜松エリア)◆

≪入園≫

<1号認定>

			利用料金		単位(円)		
			支払いを求める理由	3歳児 4歳児		5 歳児	
	保育料		_			_	
	給食費	主食費 ※1	主食に係る費用として	800 円 (月額)			
	和及其	副食費 ※2	副食に係る費用として	3,800 円 (月額)			
	日本スポーツ振興セン ター災害共済給付掛金		必要時、共済給付を受けるため	当該年度に定められた額			
利用	保育用品		教育・保育活動で使用するため	実費			
サー	絵本		教育・保育活動で使用するため	実費			
ビス	行事等活動費※3		教育・保育活動で使用するため	実費			
	預かり保育			通常預かり保育代 100円 (30分			
				(通常 8:00~8:30・14:00~18:00)			
				夏・冬・春休み預かり保育代 200円 (2時間)			
				(夏・冬・春休み 8:00~18:00)			

- ※1 ご飯、パン、麺等の食材費のことです。
- ※2 おかず・おやつの食材費のことです。
- ※3 園外保育入場料等です。(大型バスの利用料等経費は無料)

<新2号認定>

				利用料金		単位(円)			
				支払いを求める理由	3歳児	4歳児	5 歳児		
	保育料			_			_		
	給食費	主食費	※ 1	主食に係る費用として	1,040 円 (月額)				
利用サ		給食費 副食費 ※2		副食に係る費用として	4,960円 (月額)				
	日本スポーツ振興セン ター災害共済給付掛金			必要時、共済給付を受けるため	当該年度に定められた額				
	保育用品			教育・保育活動で使用するため	実費				
]	絵本			教育・保育活動で使用するため	実費				
ビス	行事等活動費※			教育・保育活動で使用するため	実費				
	預かり保育※4				通常預かり保育代 100円 (30				
					(通常 8:00~8:30・14:00~18:00)				
				_	夏・冬・春休み預かり保育代 200円 (2時間)				
					(夏・冬・春休み8:00~18:00)				

- ※1 ご飯、パン、麺等の食材費のことです。
- ※2 おかず・おやつの食材費のことです。
- ※3 園外保育入場料等です。(大型バスの利用料等経費は無料)
- ※4 新2号認定の預かり保育を利用した方は、市が決めた一定額が無償化の対象となります。

<2号・3号認定>

■「保育料」は、利用乳幼児の年齢・ご家族の収入、認定に応じて市が決定し、園が徴収します。 料金については、市の担当窓口でご確認ください。

7	が弦については、川の担当ありてこ権敵へたると。									
利用料				料金単位(円)						
			支払いを求める理由	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5 歳児	
	保育料					_				
	公 企 弗	主食費※1	主食に係る費用として	_			1,040円 (月額)			
	給食費	副食費※2	副食に係る費用として	_			4,960円 (月額)			
利	日本スポーツ振興セン ター災害共済給付掛金		必要時、共済給付を受けるため	当該年度に定められた額						
利用サ	保育用品		教育・保育活動で使用するため	実費						
ピ	絵本		教育・保育活動で使用するため	実費						
ス	行事等活動費 ※3		教育・保育活動で使用するため	実費						
	リース布団		希望者における契約の ため	Aセット(敷布団、シーツ、掛 Bセット(敷布団、シーツ)		掛け布団) 1,310円(月額) 787円(月額)				
	延長保育 ※4			250円 (30分)			200円 (30分)			

- %1 ご飯、パン、麺等の食材費のことです。(2号認定3~5歳児のみ)
- ※2 おかず・おやつの食材費のことです。 (2号認定3~5歳児のみ)
- ※3 園外保育入場料等です。(大型バスの利用料等経費は無料)
- ※4 (2·3号 保育標準時間)午後6時~午後7時
 - (2・3号 保育短時間)午前7時~午前8時30分、午後4時30分~午後7時

≪一時預かり(余裕活用型一時預かり事業)≫

MAY CLOST IN W		F <i>T</i> */ //						
		利用料金				単位(円)		
	支払いを求める理由	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
利田料人	伊玄戦レーア	1,200円/4時間未満(給食費含)			500 円/4 時間未満			
利用料金	保育料として	2,000円/4時間以上(給食費含)			800 円/4 時間以上			
主食費	主食に係る費用として	— 100円				100 円		
副食費	副食に係る費用として		- 200			200円 (市で定める額)		
行事等活動費※1	教育・保育活動で使用するた	· 中						
	Ø	実費						
寝具一式※2	午睡時に使用するため	100円 (1回)						

- 基本保育時間/午前7時~午後6時
- ※1 製作材料等のことです。
- ※2 ご家庭から寝具一式を、お持ちいただく場合、料金はかかりません。
- ★「施設等利用給付認定2号・3号 (新2号認定・新3号認定)」の認定を受けた方は、保育料の内、市が定めた一定額が市から園へ法定代理受領されます。